

補助金等交付財産の目的外使用等に係る承認手続の特例措置

(国家戦略特別区域法第27条の6)

規制改革の内容

特例措置前

国家戦略特区で特定事業を実施するに当たり補助金等交付財産の目的外使用等をする場合、補助金等適正化法上の承認手続と、特定事業を定めた特区の区域計画の認定がそれぞれ必要。

特例措置

補助金等交付財産の目的外使用等に関する事項の区域計画認定を以て、補助金等適正化法上の各省各庁の長の承認があったものとみなす。

効果

事業者の予見性の向上と事務コストの低減により、国家戦略特区における特定事業の円滑かつ効率的な実施を促進。

規制改革の概要

- 国家戦略特区の区域計画の策定プロセスの中で、目的外使用の（みなし）承認と特定事業に係る区域計画の認定を一括して行う



- 事務コストの低減が図られるとともに、事業者の予見性向上に資する

特定事業の
実施主体

補助金等交付
財産の所有者等



国

地方公共団体

区域計画への記載

内閣総理大臣の認定

目的外使用等

関係行政機関の長の同意